

平成23年第5回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

平成23年6月2日

1 受 理 番 号	請願第 18 号
2 受 付 年 月 日	平成23年5月20日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市緑ヶ丘中町4316-1 新日本婦人の会伊賀支部 支部長 福井 都
4 請 願 の 件 名	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対し、 現行保育制度の拡充を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>菅内閣は、現在検討を進めている「子ども・子育て新システム」に関して、今年の通常国会で法改正を行い、2013年度から施行を目指すとしています。</p> <p>現行の保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱としており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。</p> <p>しかし、「子ども・子育て新システム」は、直接契約・直接補助方式、応益負担を導入し、保育をサービス産業化するものです。</p> <p>国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育責任を大幅に後退させ、保育の地域格差や家庭の経済状況による保育レベルの差を生み出すことになりかねません。</p> <p>また、それぞれの成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所の一体化を拙速にすすめることは、地域社会に大きな混乱を引き起こします。</p> <p>子どもの貧困や子育ての困難が広がる中、都市部では保育所の待機児が急増し、過疎地では保育の場の確保が問題になっています。</p> <p>今、必要なことは国と自治体の責任で、保育・子育て支援などの制度を拡充し、そのための十分な財源を確保することです。</p> <p>すべての子どもに質の高い保育を保障し、働く女性の権利を守るために、国に対して「子ども・子育て新システムに基づく保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書」を提出いただくよう請願いたします。</p>
6 紹 介 議 員	百上真奈

1 受 理 番 号	請願第 19 号
2 受 付 年 月 日	平成23年5月26日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市ゆめが丘4丁目13-8 竹之矢 虎雄
4 請 願 の 件 名	現市庁舎の一部を保存、跡地は観光拠点にし、新庁舎は他場所で建設することについて
5 請 願 の 要 旨	<p>現庁舎は、昭和35年～39年に上野市6万人の庁舎として建設され、遠方市民は伊賀線・三重交通で市街市民は自転車・徒歩で利用してきたが、昭和50年代に入り車時代が本格化し、</p> <p>①現庁舎周辺は「伊賀線踏切」、「国道・県道の交差点」が重なり、管内屈指の交通渋滞地区と化し、庁舎への車両出入りは支障を高めるばかりと化している。</p> <p>②庁舎敷地は約3,000坪と狭い上、三段差形状地であり、敷地内駐車場の確保・拡大が不可。</p> <p>③狭い敷地に加え、景観条例から庁舎本体が狭く、450名余の職員しか執務できない。</p> <p>④交通渋滞・敷地狭隘・職員のバラマキ体制が為に危機対応0点な庁舎となる。</p> <p>⑤人口3万5,000人余であった名張市が人口6万人余と急増するに及び、市街地の既存庁舎が現伊賀市庁舎と酷似する状態となった。</p> <p>よって、昭和61年、将来人口10万人を見越して、「敷地9,000坪」、「400台の駐車場」を基礎として現庁舎地に移転建築し、名張市の発展はもとより庁舎機能がフル開花した。</p> <p>かかる現実と実例を鑑み、今後50年間余にわたって伊賀市市民10万人が利用し、伊賀市38地区の市民生活を左右し、10万市民の危機対応機能を果たす『合併伊賀市庁舎の建設』は、「敷地10,000坪」、「1,000台駐車場確保」、「危機対応可能なる道路網完備」等を可能ならしめる場所に移転新築すること。</p> <p>併せて、伊賀市が掲げる『文化・観光都市たる伊賀市』を軌道化する為に、現庁舎の一部を保存し、跡地を観光駐車場やこれら諸施設の整備に再生利用すること。</p> <p>こうした施策により、伊賀市が表題とする「文化・観光都市たる命脈」が咲き、「合併伊賀市庁舎たる機能」が確立し、庁舎建設に係る経費の「大幅節減」になると確信する。</p>
6 紹 介 議 員	稲森稔尚、森 正敏、松村頼清、渡久山カナエ、中本徳子、 坂井 悟、桃井隆子